

○道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正	現 行
<p>（自動車検査証の記載事項）</p> <p>第三十五条の三 自動車検査証に記載すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 一〇二四四（略）</p> <p>二 一〇二四五 道路運送車両の保安基準第四十九条の二の規定により灯火を備える自動車にあつては、その旨</p> <p>三 一〇二四六 道路運送車両の保安基準第四十九条の三の規定により青色防犯灯を備える自動車にあつては、その旨</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（自動車検査証の記載事項）</p> <p>第三十五条の三 自動車検査証に記載すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 一〇二四四（略）</p> <p>2・3（略）</p>